

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	改元をめぐる制度と歴史（短報）
他言語論題 Title in other language	Changing the Name of an Era
著者 / 所属 Author(s)	井田 敦彦 (Ida, Atsuhiko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 憲法課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	811
刊行日 Issue Date	2018-08-20
ページ Pages	91-102
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	平成 31 年 4 月 30 日の満了する時点をもって皇位の継承が行われる。皇位の継承があった場合に行われる改元を控え、改元と元号の制度、歴史等を簡略に紹介する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

改元をめぐる制度と歴史

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 井田 敦彦

目 次

- はじめに
- I 制度
 - 1 概要
 - 2 元号とは
- II 歴史
 - 1 江戸時代まで
 - 2 明治時代から終戦まで
 - 3 終戦から現行制度の整備まで
 - 4 平成改元
- III 世界の紀年法と改元
 - 1 諸外国の紀年法の使用状況
 - 2 紀年法の類型
- おわりに

要 旨

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」(平成 29 年法律第 63 号) 及び関係政令が成立し、平成 31 年 4 月 30 日の満了する時点をもって皇位の継承が行われることが決まった。皇位の継承に伴い改元が行われる。本稿は改元を控え、改元をめぐる制度、歴史等を簡略に紹介するものである。

新元号は有識者が提出した候補名から選ばれ、改元の政令が閣議決定される。元号は古代から用いられてきたが、明治時代に一世一元(天皇一代で一つの元号)とされた。現行の元号法は昭和 54 年に成立した。世界には様々な紀年法(年を数える方法)があるが、改元が行われるのは日本のみとされる。

はじめに

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」(平成 29 年法律第 63 号。以下「皇室典範特例法」という。)⁽¹⁾第 2 条は、「天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する」と規定している。「施行の日」は、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」(平成 29 年政令第 302 号)により、平成 31 (2019) 年 4 月 30 日とされた。この日の満了する時点をもって、皇室典範特例法第 2 条の規定による皇位の継承が行われる⁽²⁾。

元号法(昭和 54 年法律第 43 号)第 2 項は、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」と規定している。元号を改めることを改元という。政府は、特段の事情が生じない限り、改元は 2019 年 5 月 1 日を軸に検討していくとしている⁽³⁾。

本稿は改元を控え、改元をめぐる制度、歴史等を簡略に紹介するものである。

I 制度

1 概要

元号法第 1 項は、「元号は、政令で定める」と規定している⁽⁴⁾。同法制定時の政府の国会答弁によれば、「法案におきまして政令に委任されておりますのは、新元号名を定めること、いつからその新元号にするかという二点」⁽⁵⁾(元号の選定と改元の時期)である。

(1) 元号の選定

新元号を定める政令(改元の政令)の制定に至る手続は、「元号選定手続について」(昭和 54 年 10 月 23 日閣議報告)⁽⁶⁾により、おおむね次のように定められている。

まず、内閣総理大臣が有識者若干名に候補名の考案を委嘱し、各考案者に対しおおよそ 2~5 の候補名の提出を求める。考案者は各候補名の意味、典拠等の説明を付して候補名を提出する。内閣官房長官は提出された候補名を検討、整理し、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣の指示により、内閣官房長官は、内閣法制局長官の意見を聴いて数個の原案を選定し、各界の有

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 30 (2018) 年 6 月 10 日である。

(1) 皇室典範(昭和 22 年法律第 3 号)第 4 条の規定(「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」)の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定める法律である(皇室典範特例法第 1 条)。

(2) 阿久津正好「法令解説 天皇陛下の退位を実現—天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成 29 年法律第 63 号)一」『時の法令』2035 号, 2017.10.15, p.15.

(3) 「退位 19 年 4 月 閣議決定 菅長官 改元 5 月 1 日 明言」『朝日新聞』2017.12.8, 夕刊; 「新元号公表 来年中に 退位日決定 国民生活影響 考慮」『読売新聞』2017.12.9.

(4) 元号法は本則、附則各 2 項から成る法律である。本則第 2 項は「はじめに」参照。附則第 1 項は施行日を規定し、附則第 2 項は、「昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする」と規定している。

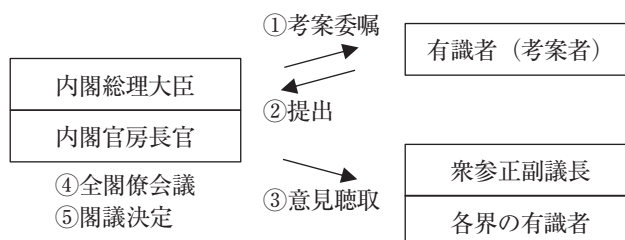
(5) 第 87 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 昭和 54 年 6 月 5 日 p.22. 発言者は大平正芳内閣総理大臣。

(6) 内閣制度百年史編纂委員会編『内閣制度百年史 下巻 資料編』大蔵省印刷局, 1985, pp.75-76; 内閣制度百周年記念史編集委員会編『内閣制度百年史 下巻 追録』大蔵省印刷局, 1995, p.7. なお、「合議体である内閣の意思を決定するものについて行われる」閣議決定と異なり、閣議報告は、「主要な審議会の答申等を閣議に披露するような場合等に行われる」(「内閣制度と歴代内閣」首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/rekidai/1-2-5.html>>).

識者若干名から成る懇談会（元号に関する懇談会）を開催して原案につき意見を求め、内閣総理大臣に報告する。内閣総理大臣は原案について衆参両議院の正副議長から意見を聴く。全閣僚会議で協議し、改元の政令を閣議決定する（図参照）。なお、内閣官房長官は候補名の検討、整理に当たっては、次の事項に留意するものとされている（「元号選定手続について」2（2））。

- ①国民の理想としてふさわしいようなよい意味を持つものであること。
- ②漢字二字であること。
- ③書きやすいこと。
- ④読みやすいこと。
- ⑤これまでに元号又はおくり名⁽⁷⁾として用いられたものでないこと。
- ⑥俗用されているものでないこと⁽⁸⁾。

図 「元号選定手続について」の概略



（出典）「元号選定手続について」（昭和54年10月23日閣議報告）；「元号制定手続について」の一部改正について（昭和64年1月7日閣議報告）等を基に筆者作成。

また、今回の改元の政令を定める行為については、意見公募手続等（行政手続法（平成5年法律第88号）第6章。いわゆるパブリックコメント等）の適用除外とされている（皇室典範特例法附則第8条）。理由として、国民の権利義務に関わらないものは基本的に適用除外とされており、元号法は国民に元号の使用を義務付けるものではないから、改元の政令は国民の権利義務に関わらないものであることなどが挙げられている⁽⁹⁾。

（2）改元の時期

いつから新元号にするか（改元の時期）は、改元の政令の施行日として定められる。皇位の継承や、改元の政令の決定、公布と同日とは限らない⁽¹⁰⁾。元号法制定時の総理府の担当者による解説では、改元の時期は、「皇位継承の時期、その時の国民感情、改元に伴う国民生活への影響等各般の事情を考慮して慎重に検討することになる⁽¹¹⁾」とされている。

(7) 「死後におくる称号」であり、「明治・大正天皇は明治以降一世一元の制が制定されて、年号による追号」である（山田英雄「諡号」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第6巻』吉川弘文館，1985，p.728）。昭和天皇も同じ。ただし、「追号は天皇が先帝に対して贈られるもの」であり、「制度上は元号が天皇の追号となるというようなルールはない」とされている（第87回国会参議院内閣委員会会議録第14号 前掲注(5) 発言者は大平正芳内閣総理大臣）。

(8) 地名や企業名など、固有名詞として使われていないことを内閣官房副長官補室で確認する（「平成と天皇 第5部 元号を追う 上 改元直後からリスト準備」『朝日新聞』2018.3.5）。

(9) 阿久津 前掲注(2)，pp.20-22。なお、公務員については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第98条（上司の命令に従う義務）などとの関係で、元号の使用義務が生じることもあり得るとされる（第87回国会衆議院内閣委員会会議録第7号 昭和54年4月17日 pp.31-32。発言者は真田秀夫内閣法制局長官）。

(10) 大石眞『統治機構の憲法構想』法律文化社，2016，p.105。

(11) 佐藤正紀「元号法（54.6.12公布 法律第43号）」『時の法令』1048号，1979.9.3，p.13。

今回の改元に当たっては、前述のように政府は、特段の事情が生じない限り、改元は2019年5月1日を軸に検討していくとしているが、一方で、情報システム改修等の作業上の便宜として、新元号名の公表時期を改元の1か月前と想定し、準備を進めるとしている⁽¹²⁾。なお、皇室典範特例法案議決の際の附帯決議では、「政府は…改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにする…こと」とされている⁽¹³⁾。

2 元号とは

ところで、元号法は「元号」とは何かを定義していない。「社会通念上、一定の意味を有する用語を法令においてもそのまま使用しても特に紛れがないと考えられる場合」には、その用語を定義する必要はないとされており⁽¹⁴⁾、「元号」についてもこれに該当すると考えられる。

国語辞典によれば、元号とは、「ある時点から起算して年数を計算するための特定の称号」であり、「年号に同じ。」とされ、日本では西暦645年に「大化」と号したのが最初であるとされている⁽¹⁵⁾。

II 歴史

1 江戸時代まで

(1) 元号の始まり

神代から7世紀末までの歴史を記した『日本書紀』の孝徳天皇の代に、「天豊財重日足姫天皇[皇極天皇]の四年を改めて、大化元年とす」⁽¹⁶⁾（〔 〕内は筆者補記。以下同じ。）とあり、これが同書における元号の初出である⁽¹⁷⁾。同書には大化（西暦645～650年）の後、白雉（650～654年）、朱鳥（686年）という元号が見られるが⁽¹⁸⁾、元号のない時期もあり、元号は断続的に用いられている。

しかし、同書に続く『続日本紀』の文武天皇の代に、「元を建てて大宝元年[西暦701年]としたまふ」⁽¹⁹⁾とあり、この大宝以降は、元号は平成に至るまで継続している⁽²⁰⁾。なお、同年に施行された大宝律令（律は刑法、令は行政法などに相当）の儀制令（朝儀と法制を定めたもの）に、

(12) 「新元号発表 19年4月想定 政府が準備に着手」『朝日新聞』2018.5.18; 「新元号公表 改元1か月前 システム改修対応」『読売新聞』2018.5.18。なお、「元号法で「元号は、皇位の継承があった場合に限り改める」と定められているので、新元号案を早めに内定し発表するにしても、正式に決定し公布するのは即位当日でなければならないと思う」という指摘もある（所功「譲位の儀式は一連に」『毎日新聞』2017.12.6。「あまりに早く公表すれば…陛下と新天皇の「二重権威」が生じるとの懸念」もあるとされる（『読売新聞』同）。

(13) 第193回国会衆議院議院運営委員会議録第31号 平成29年6月1日 p.19; 第193回国会参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会議録第2号 平成29年6月7日 p.15。

(14) 法制執務研究会編『ワークブック法制執務 新訂 第2版』ぎょうせい, 2018, p.86。

(15) 「元号」日本国語大辞典第2版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典 第5巻 第2版』小学館, 2001, p.31; 「元号」新村出編『広辞苑 第7版』岩波書店, 2018, p.939; 「年号」新村編 同, p.2272。

(16) 坂本太郎ほか校注『日本書紀 下』（日本古典文学大系 68）岩波書店, 1965, p.270。「大化」の典拠は明らかでないが、その文字は漢籍（中国の古典）に見られ、例えば『書経（尚書）』には、「肆予大化誘我友邦君」（それ故、予は大いに、我が友邦の君主たちを教え導く）とある（同; 加藤常賢『書経 上』（新釈漢文大系 25）明治書院, 1983, p.182）。

(17) 坂本ほか校注 同上, p.271。

(18) 同上, pp.316, 480。「元（はじめのとし）を白雉と改む」、「元を改めて朱鳥元年と曰ふ」とある。

(19) 青木和夫ほか校注『続日本紀 1』（新日本古典文学大系 12）岩波書店, 1989, p.37。

(20) 山田英雄「年号」国史大辞典編集部編『国史大辞典 第11巻』吉川弘文館, 1990, p.330。

「凡（およ）そ公文〔公文書〕に年記すべくは、皆年号用ゐよ」という規定があり⁽²¹⁾、この時に元号は初めて法的裏付けを持ったと見られる。

中国では『漢書』の武帝紀に「建元元年」（西暦前140年）の語がある⁽²²⁾。西暦100年頃成立の中国の字書『説文解字』によれば、「元」の字義は「始め也」である⁽²³⁾。

(2) 元号の選定

平安時代以降の儀式書や改元記録によれば、元号の選定はおおむね、天皇の命により学者が漢籍から候補を複数案選び、典拠とともに提出、公卿会議において審議し、ふさわしいとされた案が天皇に奏上され、決定を仰ぐという手続を経ることになっていた⁽²⁴⁾。

また、江戸幕府が定めた禁中並公家諸法度では、「改元は、漢朝の年号の中から、吉例によって定めるべきこと。重ねて習礼に熟するようになれば、本朝先規の作法に沿って行うべきこと」⁽²⁵⁾とされていた。

(3) 改元の時期

皇位の継承があった場合には、その翌年に改元（踰年（ゆねん）改元）するのが、平安時代以降は通例であった⁽²⁶⁾。その理由について、『日本書紀』、『続日本紀』に続く『日本後紀』には、「君主が位に即いて年が改まったのちに改元する（踰年改元）のは、臣下が一年のうちに二君を戴く事態になることに耐えがたいからである」とある⁽²⁷⁾。

改元は皇位の継承があった場合（代始（だいはじめ））のほか、祥瑞⁽²⁸⁾、災異、革年⁽²⁹⁾などを理

(21) 井上光貞ほか校注『律令』（日本思想大系 3）岩波書店、1976、p.350。大宝令は現存しておらず、この規定は養老令（天平宝字元（757）年施行）のものであるが、養老令の注釈書『令集解』に引用されている大宝令の注釈書『古記』に、「年号を用ふとは、大宝と記して〔大宝元年の干支の〕辛丑とは注（しる）さざるの類をいふなり」とあることから（黒板勝美・国史大系編修会編『令集解 後篇』（国史大系 24 新訂増補）吉川弘文館、1966、p.733；会田範治『註解養老令』有信堂、1964、p.928）、この規定は大宝令で定められたと考えられている。なお、干支は元号より前から使われており、例えば5世紀末～6世紀初頭の稲荷山古墳から出土した鉄剣には、「辛亥年」の文字が見られる。

(22) 班固撰（小竹武夫訳）『漢書 上巻（帝紀 表 志）』筑摩書房、1977、p.48。「建元」は最初の元号であるが、後年において遡って命名されたものと考えられている。現時点の年を表すものとしては、西暦前113年に「元鼎」と号したのが最初とされる（同、p.489；吉田賢抗『史記 2 本紀』（新釈漢文大系 39）明治書院、1973、pp.702-703）。

(23) 許慎撰（尾崎雄二郎訳注）『訓詁説文解字注 金冊』（東海大学古典叢書）東海大学出版会、1981、p.4。

(24) 瀧川政次郎『元號考證』永田書房、1974、pp.83-116；所功『年号の歴史—元号制度の史的的研究— 増補版』（雄山閣 books 22）雄山閣出版、1996、pp.9、82-129、253-255。

(25) 所功ほか『元号』（文春新書）文藝春秋、2018、p.167；司法省大臣官房庶務課・法制史学会編、石井良助校訂『徳川禁令考 前集 第1』創文社、1959、p.2。なお、江戸前期の儒学者である林春齋（鷺峰）によれば、徳川家光が「年號ハ天下共二用フルコト（こと）ナレバ武家ヨリ定ムベキコト（こと）勿論也」と述べるなど、幕府も選定に関与している（林春齋述「改元物語」岸上操編、内藤耻叟校訂『少年必読日本文庫 第10編』博文館、明治25（1892）、p.40）。

(26) 佐藤 前掲注(11)；所功編著『日本年号史大事典 普及版』雄山閣、2017、pp.744-754。元号法制定時には、このような歴史や国民生活上の合理性を理由に、皇位継承があった年の翌年1月1日から改元すべきであるとの主張もあった（佐藤 同）。

(27) 森田悌『日本後紀 中』（講談社学術文庫）講談社、2006、p.12。（平城天皇 大同元（806）年5月辛巳）

(28) 特異な動植物や自然現象のうち、天が王などの治政を称賛して出現させたと考えられるものをいう（東野治之「祥瑞」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第7巻』吉川弘文館、1986、p.537）。漢の武帝が元号を始めた際、「元は宜しく天瑞を以て命（なづ）くべく」という進言があったとされる（吉田 前掲注(22)）。

(29) 干支の辛酉と甲子の年に社会変革が起こるとする説があり（三善清行「革命勘文」塙保己一編、続群書類従完成会校『群書類従 第26輯（雑部 第2（巻第458-470））』群書類従刊行会（酣灯社内）、1952、p.195参照）、平安時代以降、これらの年に改元するのが慣例となっていた。

由に行われてきた⁽³⁰⁾。祥瑞、災異などを理由とする改元に対しては、学者による次のような批判が江戸時代からあった。「改元アリテサシテ吉モナク改元ナクテサラニ凶モナシ… [中国の] 明清ノ法ニ従ヒ一代一號ト定メタキ御事ナリ」⁽³¹⁾、「祥瑞は恃（たの）むに足らざるなり。災異は…則ち徳を脩（おさ）め、以て之に勝つあるのみ…明氏の華夏 [中国] を有（たも）つや、累世即位の踰年に相承（う）けて改元し、終身易（か）へず」⁽³²⁾。

2 明治時代から終戦まで

(1) 一世一元

慶應3（1867）年に踐祚（皇位を継承）した明治天皇は、翌年8月27日の即位の礼後の9月8日、「慶應4年を改めて明治元年と爲す。今より以後、旧制を革（あらた）め易（か）へて、一世一元、以て永式と爲せ」とする詔書を発した⁽³³⁾。この詔書を全国に伝達した行政官布告には、「これまで吉凶の象兆に随（したが）ひ、しばしば改號これ有り候えども、今より御一代一號に定められ候」とあった⁽³⁴⁾。

この改革の経緯は、「[岩倉] 具視ハ…一世一元ノ制ト爲スノ議ヲ建ツ [。] 議定參與 [政府要職] 皆之ヲ善トス [。] 因テ上奏聖裁ヲ経タリ [。] 是ニ於テ松平慶永ニ命シ…」⁽³⁵⁾とされている。その松平慶永は、「三条・岩倉より被命…是は朝廷の御規則はなけれども [にはないことだが]、清廷 [清の朝廷] の法を用いられたるなるべし [用いたものであろう]」⁽³⁶⁾と後年述べている。一方で、「[江戸時代以来の] 學者の意見をも採用せられしは、疑なき事なり」⁽³⁷⁾との指摘もある。

明治22（1889）年に、大日本帝国憲法の公布とともに定められた皇室典範（以下「旧皇室典範」という。）は、「踐祚ノ後 [、] 元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ」（第12条）と規定した。

この明治元年の定制（一世一元制の定め）により元号はその法的性質を変じ、旧制度においては単なる年の名称であったのが、天皇在位の称号になったと解されている⁽³⁸⁾。なお、崩御後に元号により明治天皇と追号された（名を贈られた）のは、「和漢其の例を見ず」、「史上曾（かつ）て見ざる新例」⁽³⁹⁾とされる場所であるが、「『明治』なる文字は…四十五年間元號たりし關係

⁽³⁰⁾ 所編著 前掲注⁽²⁶⁾

⁽³¹⁾ 中井竹山「草茅危言」大日本思想全集刊行会『荻生徂來集 太宰春台集』（大日本思想全集 7）先進社、昭和6（1931）、p.347。中井竹山は江戸中期の儒学者。なお、明と清はほぼ一世一元であった（所ほか 前掲注⁽²⁵⁾、p.34；同上、pp.762-796）。

⁽³²⁾ 藤田幽谷「建元論」高須芳次郎編『藤田幽谷集』（水戸学大系 3）水戸学大系刊行会、昭和16（1941）、p.375。藤田幽谷は江戸後期の儒学者。尊王攘夷論で知られる。

⁽³³⁾ 『法令全書 自慶應3年10月至明治元年12月』内閣官報局、明治20（1887）、pp.288-289。

⁽³⁴⁾ 同上、p.288。

⁽³⁵⁾ 『岩倉公実記 中巻 2版』岩倉公田蹟保存会、昭和2（1927）、p.540。

⁽³⁶⁾ 松平慶永「逸事史補」『幕末維新史料叢書 第4』人物往来社、1968、p.107。松平慶永は第16代福井藩主。

⁽³⁷⁾ 宮崎幸麻呂「御即位新式 并建元論」村岡良弼ほか編『如蘭社話 巻26』如蘭社事務所、明治24（1891）、p.14。この箇所は、神宮司庁編『古事類苑 第1（天部 歳時部）』吉川弘文館、1969、pp.318-320にも収録されている。『古事類苑』は明治29（1896）～大正3（1914）年刊行の官撰の史料全書。宮崎幸麻呂は藤田東湖（幽谷の子）の女婿で、岩倉具視の下で史書「大政紀要」の編纂にも従事した（澄川正彌編『津和野教育沿革略及び人物略伝』津和野町、昭和3（1928）、pp.33-34）。

⁽³⁸⁾ 美濃部達吉『憲法撮要 改訂版』有斐閣、1946、pp.184-185。

⁽³⁹⁾ 宮内庁編『明治天皇紀 第12』吉川弘文館、1975、p.833；「御追號明治天皇 史上曾て見ざる新例」『読売新聞』大正元（1912）.8.28。

よりして其の文字の意義以上の内容を直覺せしむるの力を有する」ため、追号としてこれ以上のものはなかったとされている⁽⁴⁰⁾。

(2) 元号の選定

旧皇室典範の下で天皇の踐祚、即位の礼などについて定めていた登極令（明治42年皇室令第1号）は、「元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス」（第2条）と規定していた。つまり、元号は、「天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議」（大日本帝国憲法第56条）する樞密顧問（天皇の諮問機関である樞密院を構成する顧問官）の審議を経て、天皇が決定することとされていた。

各元号の選定にはよく知られたエピソードがある。（登極令の制定前に選定された）明治は、学者が考案した2、3案の中から、「天皇親しく内侍所〔天照大神の御霊代として神鏡を祭る所〕に謁し、躬（みづか）ら御籤（くじ）を抽（ひ）き、明治の年號を得たまふ」ことにより選定された⁽⁴¹⁾。

大正は、かつて安南（現在のベトナム）などで用いられていたのではないかということや、正の字は不祥なのではないかということも検討され、問題ないとされたが⁽⁴²⁾、最晩年に宮内省図書頭として『帝諡考』、『元号考』を手がけた森鷗外は友人宛ての書簡に、「大正ハ安南人ノ立テタ越トイフ國ノ年號ニアリ又何モ御幣〔縁起〕ヲカツグニハ及バネド支那ニテハ大イニ正ノ字ノ年號ヲ嫌候「一而（にして）止〔る〕」ト申候⁽⁴³⁾と記した。

昭和は、公布前に東京日日新聞が新元号を光文と報じ、社長、副社長が辞表を提出する事態になった⁽⁴⁴⁾。

(3) 改元の時期

明治への改元は踐祚（皇位の継承）の翌年であったが、明治42（1909）年に定められた登極令は、「天皇踐祚ノ後ハ直（ただち）ニ元號ヲ改ム」（第2条）と規定した。つまり、改元の時期は伝統的な踰年（翌年）改元ではなく、「直ニ」とされた。これにより大正、昭和への改元では、皇位の継承があった日に改元が行われた⁽⁴⁵⁾。

その理由として、登極令は「凡（すべ）テ〔踐祚という〕事實ニ従フモノト為シ」、踐祚後直ちに元号を改めることとしたということや⁽⁴⁶⁾、「天皇の御在位年間の記號となす趣旨を徹底せ

(40) 「御確定までの経過 昨日告示の御追號 股野秘書官長謹話」『朝日新聞』大正元（1912）.8.28.

(41) 宮内庁編『明治天皇紀 第1』吉川弘文館、1968、p.827；福山敏男「賢所」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第3巻』吉川弘文館、1983、p.266。このような決め方は前にも後にも例がない（所ほか 前掲注25、p.201）。経緯は明らかでないが、『岩倉公実記 中巻 2版』前掲注35には、「具視ハ難陳〔元号案の審議〕ノ如キ閑議論ヲ闢ハスノ儀式ハ繁褥ノ流弊〔こまごまとして煩わしい悪習〕タルヲ以テ首トシテ其改正ヲ唱へ」とある。

(42) 所功「大正大礼記録「改元」（資料）」『産大法学』27巻2号、1993.7、pp.157-164。大正の大礼に関する公式記録の翻刻。なお、「正字ノ不祥説ハ、崇徳天皇大治六〔1131〕年…改元定ニ於テ、正字ヲ〔分〕析スレバ一止トナルヲ理由トシ、之ヲ難ジタル者アルヲ嚙矢ト爲ス」とされている（同、p.160）。

(43) 森林太郎『鷗外全集 著作篇 第33巻』岩波書店、1953、p.594。（大正9（1920）年4月28日 賀古鶴所宛て）

(44) 毎日新聞百年史刊行委員会編『毎日新聞百年史—1872-1972—』毎日新聞社、1972、pp.153-154。「内閣の作業の一部が漏れたもので、極度の情報管制が行われていたことから記者が検証できないまま飛びついたものであろう」とされている（佐々木隆「元号伝説—ポスト「大正」は「光文」か？—」『史料にみる日本の近代—開国から戦後政治までの軌跡—』（国立国会図書館電子展示会）2006。国立国会図書館ウェブサイト <<http://www.ndl.go.jp/modern/column/06.html>>）。

(45) 明治45（1912）年7月30日と大正15（1926）年12月25日の官報に改元の詔書が掲載され、「明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年ト爲ス」、「大正十五年十二月二十五日以後ヲ改メテ昭和元年ト爲ス」とされた。なお、「元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス」（登極令第3条）とされていた。

(46) 上杉慎吉「登極令謹解」『國體憲法及憲政 再版』有斐閣書房、大正6（1917）、p.97.

しめられた」⁽⁴⁷⁾ということが言われている。また、解釈としては、「古例に於ける…如く時日を稽延する〔稽（とど）め延ばす〕ことを得ず」⁽⁴⁸⁾とされ、「天皇崩御ノ瞬間ハ即チ舊〔旧〕元號ノ終リテ同時ニ新元號ノ始マル瞬間」であるので、「〔改元の詔書は〕常ニ先帝崩御ノ瞬間ニ迄（まで）溯（さかのぼ）リテ其ノ効力ヲ生ズベキモノ」とも解されていた⁽⁴⁹⁾。

3 終戦から現行制度の整備まで

(1) 旧皇室典範と登極令の廃止後の状況

昭和 22（1947）年に旧皇室典範と登極令は廃止され、日本国憲法とともに現行の皇室典範が施行された。ここには元号に関する規定はない。その理由は、「元号は…純粋な国務事項であつて〔、〕専ら皇室関係のことを規定する皇室典範の規定事項とすることは、性質上適當ではない」ためとされている⁽⁵⁰⁾。政府は別途、元号法案を立案したが、連合国総司令部から、「年を数へる一つの權威として天皇を扱ふことになる。之は諸國に対し刺戟的である」、「法制化は聯合國撤退後に自由にやったらいいではないか」⁽⁵¹⁾と反対されて、法案は国会に提出されなかった。

元号の法的裏付けについて政府は当初、「將來年號が定められまするやうな場合に於きまして…矢張り此の明治元年の太政官〔行政官〕布告が其の儘（まま）效力を持つて居るが故に、之に準據〔拠〕して元號を定むべきものであると考へて居ります」⁽⁵²⁾としていたが、後には、「明治元年九月八日の行政官布告については、旧皇室典範において右布告を吸収する形でその第十二条の規定が一世一元の制を定めていたこと等の経緯からみて、今日なお有効な法規範として存続しているとみることはできない」⁽⁵³⁾とするに至った。

こうした状況について、内閣法制局による次のような国会答弁が見られる。「現在の昭和という元号は、法律上の基礎はなくて、事実としての慣習として現在用いられておる…。その慣習の中身としては、現在の陛下が御在世中に限るという認識を同時に含んでいる…。したがって、陛下に万一のことがございましたら、昭和という元号がその瞬間をもって消える、言いかえれば、空白の時代が始まる…。そこで、改めて元号制度というものをどうするかという政策決定…さらにそれについての法的な措置というものが完了いたしますまでは、いわゆる元号というものはないわけでありませう」⁽⁵⁴⁾。

(2) 元号法の成立

こうした状況下で、政府は昭和 54（1979）年 2 月、元号法案を国会に提出した。法案の趣旨説明では、「元号を制度として明確で安定したものとするため、その根拠を法律で明確に規定する

(47) 井原頼明『皇室事典』富山房、昭和 13（1938）、p.5。

(48) 登極令制定関係者である多田好問の『登極令義解』草稿（所功「昭和の踐祚式と改元」『別冊歴史読本』13 巻 20 号、1988.11、p.186）。

(49) 美濃部 前掲注38、p.185。

(50) 「元號法想定問答」（国立国会図書館憲政資料室所蔵 佐藤達夫関係文書 1092）佐藤達夫は当時の法制局長。

(51) 「元號法について（十一月十五日參議院法打合の際）」（同上）発言者は「ケーデス」（連合国総司令部民政局長。Charles L. Kades）。佐藤達夫「1960 年—西暦と元号—」『時の法令』338 号、1960.1.3、pp.2-3 参照。

(52) 第 91 回帝國議會貴族院皇室典範案特別委員會議事速記録第 3 号 昭和 21 年 12 月 18 日 p.6。発言者は金森徳次郎國務大臣。

(53) 「參議院議員堀江正夫君提出元号制度明確化に関する質問に対する答弁書」（昭和 52 年 12 月 27 日内閣參質 84 第 3 号）

(54) 第 75 回国會衆議院内閣委員會議録第 7 号 昭和 50 年 3 月 18 日 p.16。発言者は角田礼次郎内閣法制局第一部長。

必要がある」とされ、その前提として元号は、「広く国民の間に定着しており、かつ、大多数の国民がその存続を希望して」いるとされた⁽⁵⁵⁾。元号存続の賛否については、総理府は昭和 36、49、51、52（1961、1974、1976、1977）年の 4 度にわたり世論調査を実施した⁽⁵⁶⁾。

国会では法制化の必要性のほか、日本国憲法との整合性、国民の使用義務などが議論となったが⁽⁵⁷⁾、元号法案は昭和 54（1979）年 4 月に衆議院で、同年 6 月に参議院で可決され、現行の元号法が成立した。

(3) 改元手続の整備

政府は改元手続について、「一般国民にもわかるようにしておくことが望ましい」⁽⁵⁸⁾として、元号法が成立した昭和 54（1979）年に「元号選定手続について」（第 I 章参照）を定めた。

「元号選定手続について」は昭和 64（1989）年に一部改正され、新元号の原案につき広く国民の声を聞くため、各界の有識者から成る懇談会（元号に関する懇談会）を開催して意見を求める手続が追加された⁽⁵⁹⁾。

4 平成改元

(1) 元号の選定

平成改元（昭和から平成への改元）は、現行制度の下で改元が行われた唯一の例である。改元の実務に当たった的場順三内閣内政審議室長（当時）によれば、内閣総理大臣が候補名の考案を委嘱する有識者（若干名）の基準は、「①漢文学者または東洋史学者または国文学者②日本学士院会員③文化勲章受章者または文化功労者④その他、その世界で著名な功績を持っている」であった⁽⁶⁰⁾。また、的場元室長によれば、「元号は縁起もの」ゆえ、考案者が亡くなるとその者の案は候補から除かれた⁽⁶¹⁾。

昭和天皇の崩御の日（昭和 64（1989）年 1 月 7 日）、平成、修文、正化の 3 案が「元号に関する懇談会」で各界の有識者（池田芳蔵日本放送協会会長ら 8 名⁽⁶²⁾）に示され、平成が支持された。この時に、新元号のイニシャルが明治、大正、昭和の M、T、S と重なるのを避けた方がいいという意見があった⁽⁶³⁾。その後、衆参両議院の正副議長からの意見聴取、全閣僚会議を経て、「元号

⁽⁵⁵⁾ 第 87 回国会衆議院会議録第 15 号 昭和 54 年 3 月 16 日 p.3; 第 87 回国会参議院会議録第 13 号 昭和 54 年 4 月 27 日 p.5. 発言者はいずれも三原朝雄国務大臣（総理府総務長官）。

⁽⁵⁶⁾ 佐藤 前掲注(1), pp.7-9.

⁽⁵⁷⁾ 高久泰文「元号法について（特集 第 87 回国会主要立法の動向）」『ジュリスト』696 号, 1979.7.15, pp.68-70; 林修三「元号法制定をふりかえって（特集 第 87 回国会の動き）」『法律のひろば』32 巻 8 号, 1979.8, pp.18-24; 同上, pp.11-13; 佐藤功「憲法問題の視点と論点 9 元号法の成立—国会審議の残したモノ—」『法学セミナー』296 号, 1979.10, pp.12-19.

⁽⁵⁸⁾ 第 87 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 前掲注(5) 発言者は大平正芳内閣総理大臣。

⁽⁵⁹⁾ 「「元号制定手続について」の一部改正について」（昭和 64 年 1 月 7 日閣議報告）（内閣制度百十周年記念史編集委員会編 前掲注(6)）; 所 前掲注(24), p.262.

⁽⁶⁰⁾ 『朝日新聞』前掲注(8)

⁽⁶¹⁾ 佐野眞一「ドキュメント昭和が終わった日② 元号「平成」決定の瞬間」『文藝春秋』87 巻 3 号, 2009.3, pp.263, 265.

⁽⁶²⁾ 所 前掲注(24), pp.263-264.

⁽⁶³⁾ 小淵恵三「新元号「平成」誕生とマスコミ攻防戦」『文藝春秋』73 巻 1 号, 1995.1, p.217. この意見は、（元内閣内政審議室長の）「的場氏によると、的場氏がとっさに思いつき、懇談会の席で発言したという」（『朝日新聞』前掲注(8)）。「私はとっさに…「MTS の後は H が据わりが良いでしょう」と言いました」としている記事もある（的場順三「新元号「平成」決定までの舞台裏（私は見た！ 平成 29 大事件の目撃者）」『文藝春秋』96 巻 2 号, 2018.2, p.242）。

を平成に改める」と規定する「元号を改める政令」（昭和 64 年政令第 1 号）が閣議決定された。

(2) 改元の時期

平成改元の政令はこの日（1 月 7 日）に決定、公布され、施行日は附則により、「公布の日の翌日から施行する」とされた。なお、この附則は、「今後翌日施行を原則とするような趣旨まで含むものではない」⁽⁶⁴⁾と解されている。

Ⅲ 世界の紀年法と改元

1 諸外国の紀年法の使用状況

元号法制定時に政府が調べたところによると、諸外国の紀年法（紀年方式。年を数える方法）の使用状況は表 1 のとおりであった。

表 1 諸外国の紀年法の使用状況

国会答弁日	昭和 54（1979）年 4 月 10 日	昭和 50（1975）年 5 月 8 日
調査国数	104 か国	88 か国 ^(注5)
西暦 ^(注1) のみ	64 か国	68 か国
西暦とイスラム暦 ^(注2)	22 か国	18 か国（西暦とイスラム暦、仏暦等の宗教暦、建国暦等との併記）
西暦と仏暦 ^(注3)	3 か国	
西暦とイスラム暦と仏暦	1 か国	
西暦と政治暦 ^(注4)	8 か国	
その他（西暦とその他の紀年法を併用）	6 か国	
備考	外務省調べ	外務省調べ（駐日特命全権大使の信任状、解任状における年の記載方式による。）

(注 1) 年月日を定める暦法と紀年法は正確には異なるが、ここではキリストが誕生したとされる年を起算年（紀元）とするキリスト紀年（キリスト紀元）を指す（佐藤正幸『世界史における時間』（世界史リブレット 128）山川出版社、2009、pp.86-87 等参照。（注 2）～（注 4）について同じ）。

(注 2) イスラム暦（ヒジュラ紀年）は、預言者ムハンマドが迫害を逃れてメッカからメディナに移住（聖遷。ヒジュラ）した年（西暦 622 年）を起算年とする。西暦 2000 年はイスラム暦では 1420-1421 年に当たる（「ヒジュラ（イスラム）暦・西暦換算表」独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所ウェブサイト <http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Mid_e/koyomi.html>）。なお、月の満ち欠けによる 1 月を 12 倍して 1 年とする太陰暦のため、地球の公転を基準とする太陽暦に比べて 1 年が約 11 日短い。

(注 3) 仏暦（仏滅紀年）は釈迦が入滅したとされる年（西暦前 544 年）を起算年とする。同年を 0 年とし、その翌年を元年とする国もある（五十嵐忠孝「暦」桃木至朗ほか編、石井米雄ほか監修『東南アジアを知る事典 新版』平凡社、2008、p.163）。西暦 2000 年は仏暦では 2544 年又は 2543 年に当たる。

(注 4) 政治暦には建国年を起算年とする建国暦などがある。

(注 5) 不明が 2 か国と考えられる。

(出典) 第 87 回国会衆議院内閣委員会議録第 4 号 昭和 54 年 4 月 10 日 p.18; 第 87 回国会衆議院内閣委員会議録第 5 号 昭和 54 年 4 月 11 日 p.9; 第 75 回国会参議院内閣委員会議録第 8 号 昭和 50 年 5 月 8 日 p.3 を基に筆者作成。

2 紀年法の類型

表 2 に、歴史的なものも含めて世界の主な紀年法を類型化して示した。①～⑤の類型は『国史大辞典』によっている。

64) 大石 前掲注(10), p.106.

表2 紀年法の類型と例

①干支によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・干支紀年（東アジアなど）：十干（甲、乙、丙、丁…）と十二支（子、丑、寅、卯…）の組合せによる60年周期の紀年法。 ・（参考）インディクティオ紀年（古代～中世ヨーロッパなど）：15年周期の紀年法。
②主権者の即位の年を基準とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・即位紀年（④の年号が使用される前の日本や中国、古代オリエント、イギリスなど）：王などの即位からの年数による紀年法（「天豊財重日足姫天皇〔皇極天皇〕四年」（『日本書紀〕）、「朕の治世第17年」（「マグナ・カルタ」）など）。
③宗教上の事件を元年とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・キリスト紀年：キリストが誕生したとされる年を起算年（紀元）とする紀年法。 ・創世紀年（イスラエルなど）：神が天地を創造したとされる年（西暦前3761年など）を起算年とする紀年法。 ・ヒジュラ紀年（イスラム諸国）：預言者ムハンマドが迫害を逃れてメッカからメディナに移住（聖遷。ヒジュラ）した年（西暦622年）を起算年とする紀年法。 ・仏滅紀年（東南アジアなど）：釈迦が入滅したとされる年（西暦前544年）を起算年とする紀年法。同年を0年とし、その翌年を元年とする国もある。
④年号によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・年号紀年（日本、かつての中国（漢～清。現在の中国は「公元」という呼称でキリスト紀年を使用）など）：年に意味のある名前を付けていく紀年法。
⑤国の重大事件の年を基準とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・神武天皇紀年（日本）：神武天皇が即位したとされる年（西暦前660年）を起算年とする紀年法。皇紀。 ・檀君紀年（韓国）：朝鮮建国伝説上の最初の王である檀君が即位したとされる年（西暦前2333年）を起算年とする紀年法（現在の韓国の「公用年号」はキリスト紀年）。 ・主体（チュチェ）紀年（北朝鮮）：金日成が誕生した年（西暦1912年）を起算年とする紀年法。

(注) ①～⑤の類型は下記『国史大辞典』による。「○○紀年」の呼称と説明は主に下記『世界史における時間』の「世界の紀年法一覧」(pp.86-87)による。③⑤は「○○紀元」と言われることも多い。
 (出典) 山田英雄「紀年法」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第4巻』吉川弘文館, 1984, p.179; 佐藤正幸『世界史における時間』(世界史リブレット 128) 山川出版社, 2009, pp.18-36, 86-87; 渡辺敏夫「紀年法」『日本大百科全書 6 2 版』小学館, 1994, p.620; Leofranc Holford-Strevens (正宗聡訳)『暦と時間の歴史』(サイエンス・パレット 009) 丸善出版, 2013, pp.168-205 (原書名: *The History of Time: A Very Short Introduction*, 2005) 等を基に筆者作成。

①は循環的な紀年法である。③⑤は（起算年の更新を予定しない）通年的な紀年法である。②④は区分的な紀年法である。現在、④の年号（元号）を使用している（改元が行われる）のは日本のみとされる⁽⁶⁵⁾。

おわりに

最近では改元を控え、歴史的、文化的観点からの考察が多く見られる。

例えば、明治維新から30年が経過し、元勳世代が一線を退くなど、近代化への離陸後の転換点となった明治30年、終戦から10年が経過し、高度成長へのとば口に立つなど、占領と復興後の転換点となった昭和30年、これらと平成30年を比較することが、我々の歴史認識を新たにしてくれるというもの⁽⁶⁶⁾、天皇の代替わりを歴史の句読点ととらえ、各時代を3つのキーワードで語ろうとするもの（昭和は、①天皇、②戦争、③国民の時代、平成は、①天皇、②政治、③災害の時代など）⁽⁶⁷⁾、試行錯誤の時代であった平成は過去の成功体験から決別するために必要な時代だった、そう考える時間感覚を与えられたという意味で、平成が約1世代続いたことは重要であったというもの⁽⁶⁸⁾、改元により過去がリセットされて新しい歴史が始まると考えること

(65) 山田英雄「紀年法」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第4巻』吉川弘文館, 1984, p.179.

(66) 御厨貴「退位と改元 明治・昭和・平成 30年の節目 近代150年 歴史認識新たに」『読売新聞』2017.11.26.

(67) 保阪正康「天皇の代替わり 元号が刻む句読点とキーワード」『毎日新聞』2017.12.9.

(68) 中西寛「平成時代の終わりに 世界の変転へ準備を」『毎日新聞』2017.12.17.

ができる魅力が元号にはあるが、必要なのは過去の失敗を問いつける作業のほうであるというもの⁽⁶⁹⁾などである。

これらの考察の前提にあるのは、元号という紀年法が持つ区分的な性質である。一説には、歴史的思考には2つの時間認識、つまり西暦のような「連続時間」⁽⁷⁰⁾と、元号のような「箱詰めされた (boxed) あるいは区切られた (compartmentalized) 時間」がある。人は区分することによってしか、過去という堆積物を意味のあるひとまとまりとして認識できない。このため後者が必要とされる⁽⁷¹⁾。後者には元号のほか、世紀、年代 (2010年代など)、戦前・戦後、古代・中世・近代の時代区分など様々なものがあるが、改元を控え、元号による時間認識が注目されているようである。

(いだ あつひこ)

(69) 吉見俊哉「改元で過去を「ご破算」？ 失敗を問いつける必要」『東京新聞』2017.12.18, 夕刊。

(70) キリスト紀年は本来、「イエスの臨在から、ふたたびの到来 (再臨) にいたる年代の線分」、つまり始まりと終わりを想定したものであったが、今日では国際的あるいは科学的な紀年法として宗教色が薄れている (樺山紘一「暦が歴史をつくった」蓮實重彦ほか『こよみ』(東京大学公開講座 70) 東京大学出版会, 1999, pp.20-21)。

(71) 佐藤正幸『歴史認識の時空』知泉書館, 2004, pp.67-71。「歴史を思惟することは確かにこれを時代区分することである」(クロオチェ (羽仁五郎訳)『歴史の理論と歴史』(岩波文庫) 岩波書店, 1952, p.147 (原書名: Benedetto Croce, *Filosofia come scienza dello spirito, IV, Teoria e storia della storiografia*, 1920)) とされる。